

告 示

埼玉県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二千六百八十一号）のうち、次の区域指定を解除する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八幡神社―1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊